

マンガでわかる

景品類の提供

社団法人 全国公正取引協議会連合会



はじめに

商品の販売促進手段として、広告宣伝とともに景品類の提供が広く盛んに行われています。販売競争は、本来、品質と価格によるべきですが、ある企業が商品を販売する際に過大な景品をつけると、他の競争相手がこれに対抗し、景品類の額の大きさによる競争になりやすく、景品の提供合戦が限りなく広がっていく可能性があります。

景品提供は、基本的には自由ですが、提供する景品のウエイトが大きくなり、消費者が景品により商品を選択すると商品本体の競争が有効に働かなくなりますので、景品表示法により提供できる景品類の額が制限されています。

我が国の経済規模の拡大や消費者の購買行動など経済社会の変化により、景品提供が競争を活発にし、景品提供の機能や効果も変わってきたことから、平成8年4月から提供できる景品類の制限が緩やかになりました。

このパンフレットは、景品類の提供について絵で分かりやすく解説してみました。






©A・Saito

景品についてのお問合せ先

- 消費者庁表示対策課  03-3507-8800 (代表)
〒100-6178 千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー

(注) 平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設立されたことに伴い、
景品表示法が所要の改正をされ、消費者庁に移管されました。
それに合わせて、内容を一部更新しています。

平成 21 年 9 月

- (社) 全国公正取引協議会連合会 (東京)  03-3568-2020
〒107-0052 港区赤坂 1-4-1 赤坂KSビル 2F

この印刷物は、平成 12 年度公正取引委員会の委託事業により作成したものを一部
訂正したものです

平成 19 年 6 月

表紙には一年草のケナフを使用しています